

令和 8 年

伊豆の国市教育委員会 4 月定例会
会議録

令和8年伊豆の国市教育委員会4月定例会

開会年月日 令和8年4月21日(火) 午後3時00分～午後4時45分

場 所 中央図書館2階 視聴覚室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 3月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行:教育長)

日程第1	報告第13号	伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例施行規則の制定について
日程第2	報告第14号	伊豆の国市乳児等のための支援給付に関する規則の制定について
日程第3	報告第15号	伊豆の国市幼稚園等遠距離通園費助成要綱の一部改正について
日程第4	報告第16号	伊豆の国市立あゆみ保育園運営規程の一部改正について
日程第5	報告第17号	伊豆の国市立ひまわり保育園運営規程の一部改正について
日程第6	報告第18号	伊豆の国市立富士美幼稚園運営規程の一部改正について
日程第7	報告第19号	伊豆の国市立のぞみ幼稚園運営規程の一部改正について
日程第8	報告第20号	伊豆の国市立にじいろこども園運営規程の制定について
日程第9	報告第21号	伊豆の国市立共和幼稚園運営規程の廃止について
日程第10	報告第22号	伊豆の国市立田京幼稚園運営規程の廃止について

日程第 11	報告第 23 号	要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について
日程第 12	議案第 21 号	伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員の委嘱について
日程第 13	議案第 22 号	幼稚園評議員の委嘱について
日程第 14	議案第 23 号	伊豆の国市就学支援委員の委嘱について
日程第 15	議案第 24 号	伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
日程第 16	議案第 25 号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について
日程第 17	議案第 26 号	伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例の施行期日を定める規則の制定について

8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会 教育長	菊 池 之 利
	同 委 員	岩 田 幸 晴
	同 委 員	清 水 照 子
	同 委 員	前 田 泰 宏
	同 委 員	宮 代 麻 衣 子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡 邊 直 人
教育施設整備課長	植 松 明 久
幼児教育課長	真 野 さ つ き
生涯学習課長	近 藤 卓 哉
歴史・文化課長	工 藤 雄 一 郎

会議に出席した事務局の職氏名

教育部参与兼学校教育課長	大 澤 努
教育総務係長	田 村 由 美

9 その他（進行：学校教育課長）

①小・中学校の児童・生徒の問題行動について

②次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和8年5月27日（水） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

日時：令和8年6月26日（金） 午後3時00分～

場所：あやめ会館3階 多目的ホール

③臨時教育委員会の開催について

日時：令和8年5月18日（月） 午後3時30分～

場所：あやめ会館2階 会議室

※教育委員任命式の後の開催となります。

■大澤学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。
開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。
ただいまより、令和8年教育委員会4月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、前田委員と宮代委員をお願いいたします。

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。なお本日この会議に通例であれば杉崎統括監と佐藤支援監が出席予定でありましたが、生徒指導主任会議と重なっており、そちらに出席をしておりますので

本日は欠席となっておりますのでご承知おきください。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日4月21日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。

本日1日だけということをお願いします。

次に、先月行いました教育委員会3月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■大澤学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第13号「伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例施行規則の制定について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第13号の「伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例施行規則の制定について」、説明いたします。

1ページの参考資料をご覧ください。

要旨ですが、伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例に基づき、必要な事項を定める規則を制定しました。

3の規定する内容ですが、利用者負担額を1時間当たり300円とし、減免の対象世帯と減免額としましては以下の4つの世帯を規定しております。

1つ目は生活保護世帯で300円 実質負担額は0円となります

2つ目は非課税世帯で200円 実質負担額は100円となります

3つ目は世帯全員の住民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯で200円 実質負担額は100円となります

4つ目は要支援家庭で200円 実質負担額は100円となります

4の施行期日ですが、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第14号「伊豆の国市乳児等のための支援給付に関する規則の制定について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第14号について、「伊豆の国市乳児等のための支援給付に関する規則の制定について」、説明いたします。

1ページの参考資料をご覧ください。

要旨ですが、4月1日から特定乳児等通園支援事業を開始するに当たり、制度の円滑な運用のため

めに実務的ルール等、必要な手続きを定める規則を制定しました。

3の規定する内容ですが、(1)～(4)については保護者が、(5)については事業者が行うものであります

(1)制度を利用したい時に行う認定の申請

(2)市外転出等で対象外になった時に行う消滅届

(3)世帯の課税状況等が変更になった時に行う変更届

(4)認定後に交付される認定証を失くした時に行う再交付申請

(5)この事業のサービスを提供する事業者が市に対して給付費の請求を行う請求書などを定めております。

4の施行期日ですが、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

子ども誰でも通園制度に関してですが、4月1日から始まっているとのことですが、今のところ申し込みはどれくらいありますか。

■真野幼児教育課長

今私が把握しているうえでは、決裁が回ってきたのは12名でした。

そのうち1名が保育の必要があったため、申請要件を満たしておらず却下しましたが、今のところ12名です。先週16日に利用を始めている方がいらっしゃいます。

■前田委員

もう一つよろしいですか。

この制度を市のホームページで見たところ、利用できる曜日と時間というのが火曜日、木曜日の午前と午後という形になっていましたが、お昼を挟んで利用したいという需要はありませんか。

■真野幼児教育課長

要望的には無いとは言えませんが、当市の子ども誰でも通園制度には今のところお昼の提供がありません。この給食の提供については今のところ考えておりません。

■前田委員

元々の制度として昼の提供は無しということですか。

■真野幼児教育課長

そうですね。

これから先、給食の提供については世の中の動向により変わってくる可能性もありますが、この

制度はもともとお昼の提供は無しということで進んでいましたので、本市としては午前と午後に分け、短時間でちょっとお子さんを預けて用事を済ませるなどの保護者からの要望に対応できるようにしたものと解釈しております。

■前田委員

制度的に少し難しいかもしれませんが、また検討して頂きたいなどは思っています。お願いします。

■真野幼児教育課長

はい。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第3 報告第15号「伊豆の国市幼稚園等遠距離通園費助成要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第15号の「幼稚園等遠距離通園費助成要綱」の一部改正について、説明いたします。

1ページの参考資料をご覧ください。

本改正は、令和8年4月の幼稚園統合による影響を考慮し2点ほど見直しを行いました。

1つ目は『自宅から最も近い園』を基準に距離を算出しておりましたが、これを『実際に通園している園』へと1号認定子どもに関しては変更しました。これは通園距離が伸びたことによる不公平感を解消するためです。

2つ目は移動手段の要件の撤廃です。これまでは自家用車での通園を前提としておりましたが、徒歩や自転車、公共交通機関など、実態に即し、公平な支援をするためです。

説明は以上です

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■清水委員

これは幼稚園の廃園に伴って通える園が遠くなってしまったという方だけでなく、実際に自宅より親の勤務地の方にこども園が近いという場合も助成されますか。

自分の家は大仁地区だけれども、仕事先は韮山で、韮山の幼稚園に通わせたいといった場合はどうですか。

■真野幼児教育課長

教育部門のこども園であればそこまで出ます。今回は教育部門の子どもに対しての助成であっ

て、助成の基準園を一番近い園ではなく、通っている園にしますという改定ですので、保育部門の子どもの基準園は今年度も変わっていません。教育部門、つまり1号認定子どもだけ変わります。田京幼稚園と、共和幼稚園が無くなったことにより園が遠くなったのですが、これで昨年度と同じ基準となると基準園がにじいろこども園となる子どもが出てくるのですが、かといって、にじいろこども園の教育部門に定員オーバーで入園できるわけでもないということを加味して、1号認定子どもの助成は通っている園までを基準園にしたという経緯です。

■清水委員

一時保育とかもあるので、午前中だけパートに行っているとか、幼稚園が終わる時間まで仕事に行っているお母さん方もいるのかなと思ったので、幼稚園というふうに考えると、対象者は少ないですか。

■真野幼児教育課長

今までは数名くらいだと思うのですが、52名ぐらいに拡大していくという試算が出ています。

■清水委員

分かりました。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。それでは次に移らせていただきます。なお同じような報告の案件がございますので、その場合は重ねて同じ、いっぺんにその時は説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

■菊池教育長

続きまして、日程第4 報告第16号「伊豆の国市立あゆみ保育園運営規程の一部改正について」、日程第5 報告第17号「伊豆の国市立ひまわり保育園運営規程の一部改正について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第16号と第17号の「あゆみ保育園及びひまわり保育園運営規程の一部改正」について、改正内容が同じであるため、一括して説明いたします。

1 ページ目の参考資料をご覧ください。

本改正は、公立園の運営内容の統一と、利用者負担額の見直しを目的とするものです。主な内容は以下の2点です。

1 つ目に、職員組織と教材費等の見直しです。

職員の職種・職務内容の整理、および教材費等の実費負担額について、実情に合わせた改定を行います。

2 つ目に、給食費の改定と特例措置についてです。

給食費を月額合計 6,000 円に改定いたしました。保護者の負担増を抑えるため、令和 8 年度は、市が値上げ分を負担し、現行の 5,000 円に据え置く特例を設けます。

それ以外は文言の修正を行いました。

本改正は、令和 8 年 4 月 1 日からの施行としております。

報告は以上です。

■菊池教育長

ただいまあゆみ保育園、ひまわり保育園の両園とも同様の規程の一部改正が行われていますので、説明がありましたけれども、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 6 報告第 18 号「伊豆の国市立富士美幼稚園運営規程の一部改正について」、日程第 7 報告第 19 号「伊豆の国市立のぞみ幼稚園運営規程の一部改正について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第 18 号と第 19 号の「富士美幼稚園及びのぞみ幼稚園 運営規程の一部改正」についても、改正内容が同じであるため、一括して説明いたします。

1 ページ目の参考資料をご覧ください。

本改正は、公立園の運営内容の統一と、利用者負担額の見直しを目的とするものです。主な内容は以下の 2 点です。

1 つ目に、職員組織と教材費等の見直しです。

職員の職種・職務内容の整理、および教材費等の実費負担額について、実情に合わせた改定を行います。

2 つ目に、給食費の改定と特例措置についてです。

給食費を月額合計 4,500 円に改定いたしますが、保護者の負担増を抑えるため、令和 8 年度は、市が値上げ分を負担し、現行の 3,690 円に据え置く特例を設けます。

それ以外は文言の修正を行いました。

本改正は、令和 8 年 4 月 1 日からの施行としております。

報告は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■清水委員

報告第 16 号の 3 ページ（4）職員の人数のところ、看護師 1 名が追加されていますが、増え

たのはあゆみ保育園だけですか。

■真野幼児教育課長

この運営規程がなかなかきれいに見直されていないところがあり、これまで記載がありませんでしたが、今回、あゆみ保育園に看護師が1名いるという実情に合わせて、追加しました。

他の園には看護師はいません。

■渡邊教育部長

こちらにつきましては以前からあゆみ保育園には看護師が配置されていたということです。その理由としまして、過去に医療的な対応が必要なお子さんがいたということから配置をさせていただき、その後も、専門的な知見で子どもたちをみることができる看護師が1人いると、園としても非常に安心だということから継続して職員として配置をさせていただいたところではあります。

しかしながら、こちらの規程の見直しの中で落ちていた部分があったものですから、今回の改定と併せてその部分も改定をさせていただいたところではあります。

■清水委員

そうすると、ここに載ってしまうと、これから先、あゆみ保育園だけに必ず看護師がいるような状態になるということですか。

■渡邊教育部長

現在、正規職員ということで配置をしておりますので、今後、例えば他の園で、そういった専門的な知見が必要な子どもが入園してきたり、人事異動等で変わった場合には、そのときにまたこちらの規程等の見直しを行うようになるかと思っております。

■清水委員

分かりました。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第8 報告第20号「伊豆の国市立にじいろこども園運営規程の制定について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第20号の「にじいろこども園運営規程の一部改正」についてご説明いたします。

1ページ目の参考資料をご覧ください。

本改正は、公立園の運営内容の統一と、利用者負担額の見直しを目的とするものです。主な内容は以下の3点です。

1つ目に、職員組織と教材費等の見直しです。

職員の職種・職務内容の整理、および教材費等の実費負担額について、実情に合わせた改定を行います。

2つ目に、給食費の改定と特例措置についてです。

給食費を資料中新旧対照表の別表左側の月額に改定いたしますが、保護者の負担増を抑えるため、令和8年度は、市が値上げ分を負担し、右側の旧の月額に据え置く特例を設けます。

3つ目に、「こども誰でも通園制度」事業への対応です。

「一時預かり事業」および「こども誰でも通園制度」の開始に伴い、必要な規定を追加しております。

それ以外は文言の修正を行いました。

本改正は、令和8年4月1日からの施行としております。

報告は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第9 報告第21号「伊豆の国市立共和幼稚園運営規程の廃止について」、日程第10 報告第22号「伊豆の国市立田京幼稚園運営規程の廃止について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第21号と第22号の「田京幼稚園及び共和幼稚園 運営規程の廃止」について内容が同じであるため、一括して説明いたします。

本改正は、両幼稚園がのぞみ幼稚園および富士美幼稚園に統合されたことにより、それぞれの運営規定を令和8年3月31日をもって廃止したものです。

報告は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第11 報告第23号「要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

<略>

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 12 議案第 21 号「伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課の近藤です。

議案第 21 号「伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員の委嘱について」

説明いたします。

「伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員会設置要綱」第 4 条の規定に基づき、スポーツ推進計画策定・推進委員を委嘱するものです。

1 ページをご覧ください。委員 10 人につきましては、ここに記載してあるとおりとなります。なお、備考の右側に再任、新任の記載がありますが、再任は、令和 8 年 3 月 31 日までの委員を示しており 8 人が該当いたします。

また、新任は、2 名で、学校教育課の村田忠亮指導主事、健康づくり課の渡邊ゆう主任主事となります。

以上、この 10 人の委員をここで委嘱するものであります。

なお、委嘱期間は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 21 号「伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 21 号「伊豆の国市スポーツ推進計画策定・推進委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 13 議案第 22 号「幼稚園評議員の委嘱について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

議案第 22 号の「幼稚園評議員の委嘱について」説明いたします。

本案は、伊豆の国市学校管理規則第 32 条の規定に基づき、幼稚園評議員を委嘱するものです。

1 ページをご覧ください。委員に委嘱する者ですが富士美幼稚園は、佐野 勝己氏、吉川 七苗氏、與五澤 春夫氏、尾崎 敏明氏。

のぞみ幼稚園は、内山 千恵子氏、月ヶ洞 育代氏、織裳 雅世氏、荻島 晴雄氏。

以上、8 名となります。

委嘱の期間ですが、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

3 ページをご覧ください。各幼稚園の評議員の構成です。8 人のうち、3 人が再任、5 人が新任となります。

4 ページをご覧ください。令和 8 年 3 月 31 日をもって退任した方になります。

5 ページ、6 ページをご覧ください。

評議員の法的根拠になります。おおもとの設置根拠としましては、学校管理規則第 32 条第 1 項で規定し、その運営に関して必要な事項を要綱にて定めております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■宮代委員

先ほどの委嘱期間についてなんですけれども、任期は 1 年間ですか。

■真野幼児教育課長

令和 9 年 3 月 31 日までです。

■宮代委員

わかりました。ありがとうございます。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 22 号「幼稚園評議員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 22 号「幼稚園評議員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 14 議案第 23 号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

本件につきましては伊豆の国市就学支援委員会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙の通り、伊豆の国市就学支援委員を委嘱するものであります。

1 ページ目をご覧ください。

委員に委嘱するものの一覧となっており、全部で 15 人の委員となっております。

なお委嘱期間の任期は 1 年となっており、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までとなります。

なお 3 ページ目の委嘱する委員の備考欄ですが、任期が 1 年ですのでここで新たに全員を委嘱しますが、昨年から引き続きお願いをしてくる方には再任、今年度から新たにお願いした 3 人の方には新任と記載してございます。

よって、次のページの 4 ページに記載をしている 3 人の委員の方が、令和 8 年 4 月 30 日をもって退任となる方です。

就学支援委員につきましては、対象児童の障害の種類、及び程度の判断に関する事、それから対象児童等に対する就学支援に関する事について、生活の様子等を聞きながらしっかりとした生活を送られているかどうかというようなことについて調査審議を行う委員会となっております。以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 23 号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 23 号「伊豆の国市就学支援委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 15 議案第 24 号「伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

こちらにつきましては伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会条例 第 4 条第 2 項および第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の通り伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱するものであります。

1 ページ目をご覧ください。こちらは任期 2 年を迎え、ここで新たに委嘱する 7 人の委員の皆様

が記載されています。委嘱期間は令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間になります。

次の2ページ目をご覧ください。こちらの名簿が委員会の全員の名簿となっております。備考欄に再任、新任と記載のある方々、計7人を委嘱するものであります。

よってこの委員会は継続の委員8人と合わせて、計15人で構成されております。

次の3ページ目の一覧表が今回、退任する委員5人の皆様です。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法に基づき、委員15人以内をもって組織され、何か重大ないじめ案件等があった場合には、調査等を行うことになっております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第24号「伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第24号「伊豆の国市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第16 議案第25号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明を1世帯ずつお願いします。

■大澤学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第25号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は、13件承認、3件却下されました。

続きまして、日程第17 議案第26号「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例の施行期日を定める規則の制定について」の説明をお願いします。

■工藤歴史・文化課長

歴史・文化課工藤より説明いたします。

この4月より、これまで文化財課でありましたが、市の機構改革によりまして歴史・文化課に名前が変わりました。事務所もあやめ会館から葦山時代劇場の事務所に移転をいたしましたので併せてお知らせいたします。

それでは、議案第26号「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例の施行期日を定める規則の制定について」説明いたします。

伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例の附則1に、「この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。」と規定されていることから、施行期日を定める規則を制定するものです。

条例の施行期日は、令和8年5月31日とします。この規則は、公布の日から施行します。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第26号「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例の施行期日を定める規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第26号「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例の施行期日を定める規則の制定について」は、承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、4月定例会を閉会といたします。

令和8年5月 日

署名委員

署名委員